

## ハワイ州教育局学校給食科

### 学校栄養プログラムにおける特別な食事を必要とする児童への対応（添付資料 J）

障害のある児童が、他の児童と同じ機会に教育や教育関連の恩恵を受けることができるようにするために、連邦政府の学校栄養プログラムは、障害のある児童に特別な食事施設を提供することが求められています。これらの宿泊施設の例には、食物制限および置換、質感およびコンシステンシーの変化（例えば、純粋な液体、濃厚な液体）、カロリーの増加または減少、および炭水化物量が含まれます。

本文書は、連邦法および米国農務省（USDA）の要件に基づく学校栄養プログラムにおける特別な食事ニーズへの対応に関する指針を含みます。また、食事の変更およびこれらの宿泊施設を管理する追加方針に関する要件も詳述しています。

#### セクション I 障害に関する連邦法

連邦法では、学校給食サービスが障害のある児童にサービスを提供することが義務付けられています。これらの法律には、1973 年リハビリテーション法、個別障害者教育法（IDEA）、1990 年障害のあるアメリカ人法（ADA）2008 年障害のあるアメリカ人法改正法（ADAAA）が含まれます。さらに、USDA は、無差別規制（7CFR 15b）と、全米学校給食プログラムおよび学校朝食プログラムに適用される規制を制定しました。これらの規則は、認定医療機関が必要であると認定した場合には、障害のある児童が食事を制限する場合には、通常の食事に代えなければならないことを明確にしています。

学校への指導は、USDA 食糧・栄養サービス指示書 783-2、改訂第 2 版、医学的またはその他の食事上の理由のための食事の代替に基づいています。USDA の食事の代替に関する基本的なガイドラインは、現行の「学校栄養プログラムにおける特別な食事を必要とする児童に対する対応」マニュアルに記載されています。

#### セクション II 障害の定義および認定医療機関

1973 年のリハビリテーション法第 504 条および 1990 年障害のあるアメリカ人法（ADA）に基づき、「障害者」とは、1 つ以上の主要な生活活動を実質的に制限し、そのような障害の記録を有し、またはそのような障害を有するとみなされる身体的または精神的障害を有する者を意味します。

**「身体的または精神的障害」とは、**(1) 神経学的、筋骨格、特殊感覚器官、言語器官を含む呼吸器、循環器、生殖器、消化系、;泌尿生殖器、血液・リンパ系、皮膚、および内分泌系の身体システムの 1 つ以上に影響を及ぼす生理学的疾患または状態、美容上の外観の乱れ、または解剖学的損失、または (2) 精神遅滞、器質的脳症候群、感情または精神疾患、特定の学習障害などの精神的または心理的障害を意味します。

「身体的または精神的障害」という用語は、多くの疾病及び症状を含み、そのうちのいくつかは、次のものです：

- 整形外科、視覚、言語および聴覚障害：
- 脳性まひ
- てんかん
- 筋ジストロフィー
- 多発性硬化症
- がん
- 心疾患
- 糖尿病やフェニルケトン尿症（PKU）などの代謝性疾患
- 食物性アナフィラキシー（重度の食物アレルギー）
- 精神遅滞
- 情緒的疾患
- 薬物依存症およびアルコール中毒
- 特定の学習障害
- HIV 疾患
- 結核

「そのような障害の記録を有する」とは、1 つ以上の主要な生活活動を実質的に制限する精神的または身体的障害の既往歴があるか、またはそのように誤って分類されていることを意味します。

「障害を有するとみなされる」とは、(1) 重大な生活活動を実質的に制限するものではないが、受領者がそのような制限を受けるものとして取り扱う身体的または精神的障害を有すること、(2) 他人のそのような障害に対する態度の結果としてのみ重大な生活活動を実質的に制限する身体的または精神的障害を有すること、または (3) 上記に定義される障害のいずれも有しないが、受領者がそのような障害を有するものとして取り扱うことを意味します。

### 個別障害者教育法

2004 年個別障害者教育法（IDEA）の下では、「障害」のある児童とは、以下のことを意味します：1) IDEA に従って、認知された障害を 1 つ以上有すると評価された児童、2) 障害が教育の成果に悪影響を及ぼしている、3) 障害と悪影響のため、児童は特別な教育と関連サービスを必要としている。

これらの障害には、以下のものがあります：

- 自閉症
- 視聴覚障害
- 難聴その他の聴力障害
- 精神遅滞
- 整形外科的障害
- 喘息、糖尿病、腎炎、鎌状赤血球貧血、心疾患、てんかん、リウマチ熱、血友病、白血病、鉛中毒、結核などの慢性または急性の健康障害
- 情緒障害
- 特定の学習障害
- 発語・言語障害
- 外傷性脳損傷
- 児童の教育的能力に悪影響を及ぼす失明を含む視覚障害
- 複数の障害

注意欠陥障害または注意欠陥多動性障害は、13のカテゴリの1つに該当することがあります。分類は、その障害に関連する特定の特徴、およびその病状が生徒においてどのように発現するかに依存し、それがそのカテゴリを決定に寄与します。

個別教育プログラム（IEP）では、IDEA とその実施規則に従って開発、見直し、改訂された障害のある児童のための声明書を作成することが求められています。IEP は、IDEA の対象となる障害のある児童に提供される特別教育及び関連サービスのプログラムを含む生徒の教育プログラムの基礎です。

*児童の IEP の下で栄養サービスが必要とされる場合、学校職員は、学校給食スタッフが特別な食事に関する決定に早期に関与することを保証する必要があります。*

### **一時的障害**

生徒に一時的な障害がある場合、学校給食プログラムは、添付書類 J-1 の認定医療機関が指定する食事宿泊施設を設けなければなりません。一時的な障害の例としては、口腔外科手術を受けた生徒で、質感に変更がないとしばらく食物を摂取できない場合などがあります。

### **認定医療機関**

連邦政府の州レベルのガイダンスの下では、以下の定義は、児童の栄養プログラムの食事宿泊に関する州が要求する医療報告書に記入し、署名することを誰が許可されているかを示しています。

国家資格を有する州の認可を受けた医師（例：MD、DO、ND）、医師助手（PPA）、上級看護師（APRN/RPN）で、処方権限があり、診療または専門分野の範囲内にある者、ハワイ州商務省（DCCA）が認定する、薬および/または医療栄養療法の処方を許可されている医療提供者。

### **セクション III 特別な食事の必要性に対する食事内容の変更**

USDA は、州が要求する医学的声明、または添付書類 J-1 に基づき、障害のために食事が制限されている生徒に対して、認定医療機関から追加費用を負担することなく、学校に修正食事を提供することを義務付けています。

医学的証明書には、以下が含まれる必要があります：

- 児童の身体上又は精神上の障害についての説明。
- 児童を収容するために何をしなければならないかについての説明。
- 省略される食品および推奨される代替食品。

学校給食サービス科（SFSB）が特別な食事宿泊のためのプロセスを促進する前に、必要なすべての情報を記載した医学的証明書を作成しなければなりません。これにより、修正された食事が補償対象となり、児童にとって医学的に適切な栄養基準を満たすことが保証されます。

### **セクション IV.追加の特別な食事療法方針**

#### **家族が提供する食料品・食事**

SFSB は、学校栄養プログラムのために貯蔵・調理されたすべての飲食物を SFSB および承認された供給源から購入することを義務付けています。学校では、家族が持参し、児童のために送られてきた食品を学校の台所で保管したり、温めたり、提供してほしいという要望を受けることがあります。家庭からの食事は、学校給食担当者が加熱し、給仕し、貯蔵し、給仕するために受け入れることはありません。

## 食事の補償と費用

対象となる児童に提供された食事の補償は、USDA の食事パターンを満たす食事と同じ補償率で請求されます。食事の変更を必要とする特別な食事を必要とする児童は、他の児童よりも食事料金を高く請求することはできません。児童が無料または値下げされた食事を受ける資格がある場合、変更された食事の料金も同じです。

## 特別食事ニーズの医療票の更新（添付資料 J-1）

生徒の食事指示の変更はすべて、認定医療機関によって書面で行われなければなりません。食事の必要性が経時的に変化することがあるため、これにより、ファイルに関する食事の情報が確実に最新のものとなります。注記：いかなる状況においても、認定医療機関以外の者は、食事の処方箋または医療指示を改訂または変更すべきではありません。

## 転校

学年中に生徒が転校し、現在の添付資料 J-1 のファイルに変更がない場合は、転校を直接 SFSB に通知し、その旨を記入する必要があります。

入学した学校の食堂スタッフを対象とした研修が必要になる場合があるため、転校後すぐに特別食を提供できない場合があります。

## 添付資料 J-1 の発行

同じ学年の生徒に対して複数の特別な食事の請求が提出された場合、食事は最新の添付資料 J-1 様式に記載されている情報のみに基づいて行われます。

従前の様式は無効となります。

## セクション V. 添付資料 J-1 様式を完成させるためのガイドライン

**保護者／後見人および学校：特別食事支援医療票（添付資料 J-1）**は、学校が必要とする生徒の食事の変更を支援するものです。すべての項目を記入することで、児童の学区は、学校に通っている間、児童に安全で適切な食事を提供できるようになります。

この用紙にすべての情報が記入されていないと、学校の職員は食べ物の食感を変えたり、食べ物の代替品を作ったり、児童の学校での食事を変えたりすることはできません。添付資料 J-1 の代わりに、注釈、手紙、および/または処方箋に書かれたコメントを受理することはできません。また、特別な食事宿泊施設は、保護者／後見人からの書面または口頭による連絡に基づくことはできません。

開始するには、以下の手順に従います。

1. 保護者／後見人は、3 ページ目の上部にある生徒の名前を含めて、**第 1 部**のすべての項目に記入します。
2. 完全に記入後、保護者／後見人は、児童を担当する認定医療機関に対して、添付資料 J-1 を持参し、**第 2 部**の記入を依頼します。
3. 保護者／後見人は、完成した添付資料 J-1 を学校に返却します。これにより、学校はこの用紙の原本を確実に手に入れることができます。
4. 学校は、SFSB に用紙の写しを送付し、レビューが行われます。

**認定医療機関：**この用紙は、必要とする生徒に学校が食事の変更を提供するのに役立ちます。すべての項目を完了することで、生徒の効率的なケアが簡素化されます。

学校は、保護者からの適切な声明なしには、食べ物の質感を変えたり、食べ物を置き換えたり、学校での生徒の食事を変えたりすることはできません。食事の変更は、医学的評価と治療計画に基づいて実施され、認定医療機関によって認証されなければなりません。

### 添付資料 J (セクション I、II、III) をお読みいただき、添付資料 J-1 に記入してください。

医療機関は、添付資料 J-1 の第 2 部を完成させるにあたり、以下の事項を考慮する必要があります：

1. 第 2 部の全項目を記入してください。これが「新規」または「改訂」の食事指示書であるかを指定します（用紙の上部参照）。
2. 食事を制限する児童の身体上または精神上的の障害の性質及びこれに対処するためになすべきことについて、できる限り具体的な情報を記載してください。
3. 児童の評価から、食物の代替、一貫性の改善、またはその他の食事制限について判断するのに十分な情報が得られない場合は、児童／家族を適切な食事またはアレルギーの専門家に紹介し、添付資料 J-1 を完成させてください。
4. 以前および／または既存の給食／栄養評価、ケア計画、またはその他の関連文書を使用している場合は、添付資料 J-1 を参照してください。
5. 給食・栄養ケア計画を実施する際には、児童の学校チームに相談できるようにしてください。

### セクション VI. 手続き上の安全策

公民権に関する質問や懸念については、下記のウェブサイトをご覧ください：

<http://www.hawaiipublicschools.org/ConnectWithUs/Organization/OfficesAndBranches/Pages/RCO.aspx>

#### 参考文献：

Accommodating Children with Special Dietary Needs in the School Nutrition Programs: Guidance for School Food Service Staff. (学校栄養プログラムにおける特別な食事を必要とする児童の宿泊:学校給食スタッフのためのガイダンス)

米国農務省、2001 年秋改訂版。

Accommodating Disabilities in the School Meal Programs: Guidance and Questions and Answers (Q&As) (学校給食における障害対応:指導・質問) SP 26-2017 2017 年 4 月 25 日

1990 年障害のあるアメリカ人法 (ADA) および 2008 年障害のあるアメリカ人法改正法 (公法 110-325)  
<http://www.ada.gov/pubs/ada.htm>

Guidance Related to the Americans with Disabilities Amendments Act (ADAAA). (障害のあるアメリカ人法改正法 (ADAAA) に関するガイダンス) SP 36-2013, CACFP 10-2013, SFSP 12-2013. 2013 年 4 月 26 日

個別障害者教育法 (IDEA)。 <http://idea.ed.gov/>

Modifications to Accommodate Disabilities in the School Meal Programs (学校給食プログラムにおける障害者対応の変更) . SP 59-2016. 2016 年 9 月 27 日

Statements Supporting Accommodations for Children with Disabilities in the Child Nutrition Programs (児童の栄養プログラムにおける障害のある児童のための食事を支援する声明) . SP 32-2015, SFSP 15-2015, CACFP 13-2015. 2015 年 3 月 30 日

State Agency Definition for Recognized Medical Authority (認定医療機関のための国家機関定義) .Office of Hawaii Child Nutrition Programs Standard Operating Procedures (ハワイ州児童栄養プログラム局標準業務手順書) .2015 年 9 月。

障害のある生徒の保護 <http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/504faq.html>

連邦公民権法および米国農務省 (USDA) の公民権に関する規制および政策に従い、この制度は、人種、色、出身国、性 (性同一性および性的指向を含む)、身体障害、年齢、または公民権先行活動に対する報復または報復に基づいて差別することを禁じられています。

プログラム情報は、英語以外の言語で提供することができます。プログラム情報 (例: 点字、大型印刷、オーディオテープ、米国手話) を取得するために代替通信手段を必要とする障害者は、プログラムを管理する州または地方の担当機関または USDA の対象施設に連絡 (電話番号: (202)720-2600 (音声および TTY) ) するか、連邦中継サービスを通じて USDA に連絡 (電話番号: (800)877-8339) する必要があります。

プログラムにおける差別苦情を申し立てるには、申立人は、下記のホームページで入手できる様式 AD-3027、USDA プログラム差別苦情申立書に記入するものとします: <https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/USDA-OASCR%20P-Complaint->

申立書 0508-0002-508-11-28-17Fax2Mail.pdf は、USDA 事務局または電話 (電話番号: (866)632-9992) または USDA に書面で依頼することにより入手してください。この書簡には、申立人の氏名、住所、電話番号、および、公民権担当官補 (ASCR) に公民権侵害とされる行為の性質および日付を知らせるのに十分な詳細を記載した差別訴訟に関する書面による説明が記載されていなければなりません。記入済みの AD-3027 用紙または書簡は、次の方法により USDA に提出しなければなりません。

#### 1. 郵送：

U.S. Department of Agriculture  
Office of the Assistant Secretary for Civil Rights  
1400 Independence Avenue, SW Washington, D.C. 20250-9410;または

#### 2. ファックス：

(833) 256-1665 または (202) 690-7442、または

#### 3. 電子メール：

[program.intake@usda.gov](mailto:program.intake@usda.gov)